

大阪キリスト教短期大学 学則

2023年4月1日

大阪キリスト教短期大学 学則

第1章 総則

第1条 本学は、大阪キリスト教短期大学と称する。

第2条 本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎の上に福音主義キリスト教信仰に基づいて、幼児教育に關した専門教育を授ける完成教育機関であると共に、広く教養を培いキリスト教的人格を具えた良き社会人を育成することを目的とする。

第2条の2 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。その規程については、別にこれを定める。

第2条の3 本学は、教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。認証評価に関しては、別に定める。

第3条 本学は、大阪市阿倍野区丸山通1丁目3番61号に置く。

第2章 学科・学生定員及び修業年限

第4条 本学に次の学科を置く。

幼児教育学科

2. 本学に日本語別科を置く。日本語別科に関する規程は、これを別に定める。

第4条の2 キリスト教精神に則り、現代社会の多様な要請に応え、個性を尊重する保育を実現する専門性の高い幼児教育者の育成を目的とする。

第5条 本学の学生定員は次のとおりとする。

学 科	入 学 定 員	総 定 員
幼児教育学科	170人	340人
合 計	170人	340人

第6条 本学の修業年限は、2年とする。

2. 学生は修業年限の2倍を超えて在学することができない。

第6条の2 本学が長期履修学生と認定した学生は、第6条の修業年限を超えて在学することができる。

2. 長期履修学生に関して必要な事柄は別に定める。

第3章 教育課程・履修方法

第7条 本学において開設する教養基礎科目、及び専門教育科目に関する授業科目及びその単位数は別表第1のとおりとする。

第8条 本学において開設する授業科目はこれを必修及び選択科目とし、2年に分けて履修させるものとする。

第8条の2 長期履修学生の履修方法については別に定める。

第9条 学生は毎学年度の当初に当該年度において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

2. 学生は登録した授業科目以外の授業科目を履修した単位を修得することはできない。
3. 学生が各学期毎に適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一学期に履修科目として登録することができる上限を設ける。
4. 所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。
5. 前2項の運用に際しては、別途定めるところによる。

第10条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2. 教育上有益と認める場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
3. 前項の授業の方法により修得する単位数は、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、30単位を超えないものとする。
4. 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。
 - (1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、15時間を超えて30時間までの範囲の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間を超えて45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。
 - (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二項に規定する基準を考慮して短期大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (4) 卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

第11条 本学を卒業するためには、学生は修業年限以上在学し、教養基礎科目及び専門教育科目の62単位以上を修得しなければならない。

- (1) 教養基礎科目は13単位以上修得しなければならない。
- (2) 専門教育科目は49単位以上修得しなければならない。

第11条の2 本学は教育上有益と認めるときは、学生が単位互換制度等により他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2. 前項の規定は学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。この場合、修得したものとみなすことのできる単位数は、前項及び第11条の3第2項の単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

第11条の3 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2. 前項により与えることができる単位数は、第11条の2第1項により修得したものとみなした単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

第11条の4 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2. 学生が入学する前に行った第11条の3第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3. 前2項により修得したものとみなし、また与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて30単位を超えないものとする。

第12条 幼児教育学科の学生で幼稚園教諭二種免許状を得ようとする者は、第11条の規定によるほか教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位を修得しなければならない。

2. 幼児教育学科の学生で保育士資格を得ようとする者は、第11条の規定によるほか児童福祉法施行規則に規定された単位を修得しなければならない。

第4章 課程修了認定

第13条 各学期末にその期に履修した科目の学科試験を行う。ただし、いずれの科目においても出席回数が授業時間数の3分の2に満たない者は、その科目の受験資格を失う。

第14条 学修の評価については平素の学業と、原則として学期毎に行う試験その他の成績を以てする。それは次の点数及び評語によって示され、可以上を単位修得の合格とする。

秀100～90、優89～80、良79～70、可69～60、不可59以下。

通年科目の成績は原則として前後期の成績の平均を以て評価し、可以上を単位修得の合格とする。

第15条 学科試験に無届欠席した時は、その学科試験の採点を不可とする。ただし、疾病又はやむを得ない事故によって許可を得て学科試験に欠席した時は、後日追試験を行いその評価を定める。

第16条 規定の科目及びその単位数を修得し、かつ教授会の議を経て学長の認定した者に対し卒業証書を授与する。

2. 前項により卒業した者は短期大学士と称することができる。その学位の名称を用いる時は大阪キリスト教短期大学と付記する。

3. 本学の設置学科に従って授与する学位は、幼児教育学科は短期大学士（幼児教育学）とする。

第5章 入学

第17条 入学の時期は毎学年の始めとする。

第18条 本学に入学を許可されることが出来る者は、次の各号の一に該当し、所定の入学試験に合格した者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
(通常の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が、高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した、在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) その他、本学において、相当の年齢に達し高等学校卒業者と同等以上の学力があると認めた者

第19条 入学志願者は、入学願書に学生募集要項が定めるものを添えて提出しなければならない。

第20条 他の大学より本学に転学を志願する者は、欠員のある場合に限り審査の上で入学を許可することがある。

第6章 休学・退学・除籍・復学

第21条 願により本学を退学した者が、退学後2年以内に再入学を希望するときは、選考の上入学を許可することがある。

- 2. この場合退学前に修得した単位の全部又は一部をすでに修得したものと認めることがある。この認定は教授会の議を経て学長が行う。

第22条 疾病又はやむを得ない事故のため、休学又は退学を欲する者は、その事由を詳細に記し、保護者連署をもって願い出るべきものとする。

第23条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし特別の事由があると認められた者には引続きさらに1年まで延長することができる。

- 2. 休学の期間は在学年数に通算しない。

- 3. 休学を許可された者は、その者の入学年度の学費のうち、授業料及び教育充実費の10%に相当する額を在籍料として納付するものとする。

第24条 在学中の学生であって履修すべき学科目及び単位を所定の期間内に登録しなかった場合は無届休学とし、1年以上に及んだ場合は退学させることができる。

第25条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 第23条に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- (2) 授業料の滞納が3カ月に及ぶ者
- (3) 長期間にわたり所在不明の者
- (4) 在学期間が4年を超える者

第26条 休学期間満了のとき、又は休学期間であっても、その事由が消滅したときは学

長の許可を得て復学することができる。

第7章 学費・奨学金

第27条 入学検定料、入学金、授業料その他学生の負担すべき学費の金額及びその納入方法は別表第2のとおりとする。

第28条 学費は所定の期日までに納付しなければならない。一旦納付した学費は理由の如何にかかわらず返還しない。

第29条 品性、信仰、学力ともに優秀な者には教授会の議を経て学長の認定により奨学金を授与することができる。

第30条 生活費、研究費の支弁に困難な事情にある学生には教授会の議を経て学長の認定により、相当の奨学金を支給することができる。

第8章 教職員組織

第31条 本学には学長、学科長、教授、准教授、助教、助手、講師、事務職員、技術職員、用務員等の職員を置く。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には准教授、助教、助手又は講師を置かないことができる。

第32条 学長は校務をつかさどり、所属職員を統督する。

2. 学科長は、学科に関する校務をつかさどる。

3. 教授は専門分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する。

4. 准教授は専門分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する。

5. 助教は、専門分野について、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する。

6. 助手はその所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

7. 講師は教授または准教授に準ずる職務に従事する。

第32条の2 本学は、前条の教員による、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。その実施については、別に定める。

第33条 事務職員、技術職員及び用務員は、学務の処理、会計経理及び教職員、学生の厚生補導のための諸事務を行う。

第9章 教授会

第34条 本学に教授会を置く。

第35条 教授会は、学長及び教授をもって組織する。

2. 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、教授会に、准教授、助教、講師及び部局長等を加えることができる。

第36条 教授会は学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了並びに学生の休学、退学、除籍に関する事項

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると定めるもの。

第37条 本章に定めるもののほか、教授会に関し、必要事項は別に定める。

第10章 教会・宗教的訓練

第38条 学生の宗教的訓練及び学修のために、本学に教会を設け、毎日曜日に礼拝、夕拝等を開き、その他の宗教的行事を行う。教会に関する細則は別にこれを定める。

第39条 本学は、キリスト教的人格教育を使命とする故に、その使命を達成する基礎として、学生に宗教的訓練を施すために、チャペル、アッセンブリーを、又は学年始、降誕節、卒業期等に特別礼拝を行い随時修養会を催す。

第40条 学生は第39条の諸集会に出席することを原則とする。

第11章 図書館・実験学校

第41条 本学に図書館を設け、必要な書籍、資料を蒐集し教員、学生及び校友の研究に備える。図書館に関する細則は別にこれを定める。

第42条 学生の教育実習に供し、また幼児教育の進展に寄与するための研究を行う目的をもって実験学校の性格を具えた幼稚園・認定こども園・保育園を附置する。実験学校に関する細則は別にこれを定める。

第12章 研究所

第43条 教育に関する総合研究を行うために、教育研究所を附置することができる。教育研究所に関する細則は別にこれを定める。

第13章 科目等履修生、聴講生及び外国人留学生

第44条 本学の授業科目の履修を希望する者のあるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて、選考の上、科目等履修生として履修を許可することがある。

2. 科目等履修生には、本学則第14条の規定を準用して単位を与えることができる。

3. 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

第44条の2 本学の授業科目の聴講を希望する者のあるときは本学の教育に支障のない限りにおいて、選考の上、聴講生として聴講を許可することがある。

2. 聴講生には、単位を与えない。

3. 聴講生に関して必要な事項は別に定める。

第44条の3 外国人で、短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2. 外国人留学生について必要な事項は別に定める。

第14章 課外講演・公開講座

第45条 規定の学科以外に随時研究会、講演会を催し、学生の研究に資する。

第46条 講義の学外延長として、定期的に講習会を催し、また適時公開講座を開き、一

般有志の研究に門戸を開放する。

第15章 学年・学期及び休業日

第47条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第48条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日より 9月上旬まで

後期 9月上旬より 3月31日まで

1年の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第49条 休業日を次の如く定める。

夏季休業 8月1日より 9月上旬まで

冬季休業 12月24日より 1月7日まで

春季休業 3月20日より 3月31日まで

大学創立記念日 11月 4日

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日又は官署より示された臨時休業日の必要がある場合、学長は前項の休業日を臨時に変更することができる。ただし、夏季休業中には集中講義を開講することがある。

第16章 厚生補導施設

第50条 本学に厚生補導のための施設として、学生生活支援室、保健室、食堂等を置く。これらの運営に関する細則は別にこれを定める。

第17章 賞罰

第51条 学生として表彰に値する業績のあった者には、賞状又は賞金を授与する。

第52条 本学の規則命令に違反し、あるいは品性・言行が本学学生としてふさわしくないと認められた者は教授会の議を経てその軽重に従い、学長は訓告、停学又は退学に処する。

2. 前項の退学は、次号の一に該当する者に対して行うことができる

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正統な理由がなく出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

3. 停学中の者は、通常どおり別表第2に従い、学費を納付すること。

第18章 改廃

第53条 この学則の改廃は教授会の議を経て理事会において行う。

附 則

本学則は昭和 4 9 年 4 月 1 日からこれを実施する。

本学則は昭和 5 2 年 4 月 1 日からこれを実施する。

本学則は昭和 5 3 年 4 月 1 日からこれを実施する。

本学則は昭和 5 4 年 4 月 1 日からこれを実施する。

本学則は昭和 5 5 年 4 月 1 日からこれを実施する。

本学則は昭和 5 6 年 4 月 1 日からこれを実施する。

本学則は昭和 5 7 年 4 月 1 日からこれを実施する。

本学則は昭和 5 8 年 4 月 1 日からこれを実施する。

本学則は昭和 5 9 年 4 月 1 日からこれを実施する。

本学則は昭和 6 1 年 4 月 1 日からこれを実施する。

本学則は昭和 6 2 年 4 月 1 日からこれを実施する。

本学則は昭和 6 3 年 4 月 1 日からこれを実施する。

本学則は平成 元年 4 月 1 日からこれを実施する。

本学則は平成 2 年 4 月 1 日からこれを実施する。

本学則は平成 3 年 4 月 1 日からこれを実施する。

本学則は平成 4 年 4 月 1 日からこれを実施する。

本学則は平成 1 0 年 4 月 1 日からこれを実施する。

本学則は平成 1 1 年 4 月 1 日からこれを実施する。

本学則は平成 1 2 年 4 月 1 日からこれを実施する。

本学則は平成 1 3 年 4 月 1 日からこれを実施する。

本学則は平成 1 4 年 4 月 1 日からこれを実施する。

本学則は平成 1 5 年 4 月 1 日からこれを実施する。

本学則は平成 1 6 年 4 月 1 日からこれを実施する。

本学則は平成 1 7 年 4 月 1 日からこれを実施する。

本学則は平成 1 8 年 2 月 1 日からこれを実施する。

本学則は平成 1 9 年 4 月 1 日からこれを実施する。

本学則は平成 2 0 年 4 月 1 日からこれを実施する。

本学則は平成 2 1 年 4 月 1 日からこれを実施する。

本学則は平成 2 2 年 4 月 1 日からこれを実施する。

本学則は平成 2 3 年 4 月 1 日からこれを実施する。

本学則は平成 2 4 年 4 月 1 日からこれを実施する。

本学則は平成 2 5 年 4 月 1 日からこれを実施する。ただし、平成 2 5 年 3 月末在学生については、別表第 4 について従前のとおりとする。

本学則は平成 2 6 年 4 月 1 日からこれを実施する。ただし、この学則は平成 2 6 年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

本学則は平成 2 6 年 7 月 2 8 日からこれを実施する。

本学則は平成 2 7 年 4 月 1 日からこれを実施する。

ただし、この学則は平成 2 7 年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

本学則は平成２７年１０月１９日に改正し、平成２３年４月に遡及してこれを実施する。
本学則は平成２８年４月１日からこれを実施する。ただし、この学則は平成２８年度の
入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

本学則は平成２９年４月１日からこれを実施する。ただし、この学則は平成２９年度の
入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

本学則は２０１８年４月１日からこれを実施する。ただし、この学則は２０１８年度の
入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

本学則は２０１９年４月１日からこれを実施する。ただし、この学則は２０１９年度の
入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

本学則は２０２０年４月１日からこれを実施する。ただし、この学則は２０２０年度
の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

本学則は２０２１年４月１日からこれを実施する。ただし、この学則は２０２１年度
の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

本学則は２０２２年４月１日からこれを実施する。ただし、この学則は２０２２年度
の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

本学則は２０２３年４月１日からこれを実施する。ただし、この学則は２０２３年度
の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

別表第1の1 幼児教育学科 教養基礎科目

授 業 科 目	授 業 形 態	設 置 単 位 数		最低 修得 単位	備 考
		必修	選択		
聖書と現代人	講義	2			
英語 1	演習	1			
英語 2	演習		1		
スポーツ実技	実技		1		
体育講義	講義	1			
情報機器演習 1	演習		1		
情報機器演習 2	演習		1		
日本国憲法	講義		2		
キャリア基礎	講義		2		
国語表現	演習		1		
現代こども女性学	演習		1		
スペイン語 1	演習		1		
スペイン語 2	演習		1		
こどもの哲学	演習		1		
保育英語	演習		1		
3Dコンピュータグラフィックス	演習		1		
こどもとミュージカル	演習		1		
作曲法基礎	演習		1		
こどもと絵本 1	講義		2		
こどもと絵本 2	講義		2		
世界の食文化	演習		1		
ライフマネージメント論	講義		2		
ビューティーデザイン論	講義		2		
コミュニケーション演習	演習		1		
計		4	27	13	

別表第1の2 幼児教育学科 専門教育科目

授 業 科 目	授 業 形 態	設置単位数		最低 修得 単位	備 考
		必修	選択		
保育原理	講義	2			
教育原理	講義	2			
保育者論	講義	2			
こども家庭福祉	講義		2		
社会福祉	講義		2		
こども家庭支援論	講義		2		
社会的養護 1	講義		2		
社会的養護 2	演習		1		
保育心理学	講義	2			
こども家庭支援の心理学	講義		2		
こどもの理解と援助	演習		1		
こどもの保健	講義		2		
こどもの食と栄養 1	演習		1		
こどもの食と栄養 2	演習		1		
教育課程論	講義	2			
幼児と健康	演習	1			
幼児と人間関係	演習	1			
幼児と環境	演習	1			
幼児と言葉	演習	1			
幼児と表現 1（音楽）	演習	1			
幼児と表現 2（造形）	演習	1			
保育内容総論 1	演習	2			
保育内容総論 2	演習		2		
保育内容 健康	演習		1		
保育内容 人間関係	演習		1		
保育内容 環境	演習		1		
保育内容 言葉	演習		1		
保育内容 表現	演習		1		
乳児保育 1	講義		2		
乳児保育 2	演習		1		
こどもの健康と安全	演習		1		
障害児保育	演習		2		
子育て支援	演習		1		
保育実習 1（保育所）	実習		2		
保育実習 1（施設）	実習		2		
保育実習指導 1（保育所）	演習		1		
保育実習指導 1（施設）	演習		1		
保育・教職実践演習（幼稚園）	演習		2		

保育実習 2	実習	2		
保育実習 3	実習	2		
保育実習指導 2	演習	1		
保育実習指導 3	演習	1		
こどもと運動	演習	1		
音楽 1	演習	1		
音楽 2	演習	1		
音楽 3	演習	1		
図画工作 1	演習	1		
図画工作 2	演習	1		
教育社会学	講義	2		
特別支援教育の理解	講義	2		
教育方法学	講義	2		
幼児理解と教育相談	講義	2		
教育実習（幼稚園）	実習	5		
卒業研究	演習	2		
観察実習	演習	2		
在宅保育	講義	2		
アンサンブル（合奏・合唱）	演習	1		
地域福祉	演習	1		
視聴覚教育	演習	1		
こどもと造形	演習	1		
ピアノ奏法	演習	1		
教育情報学	演習	2		
キリスト教保育	講義	1		
幼児音楽 1	演習	1		
海外の保育	演習	1		
幼児音楽 2	演習	1		
海外の保育カリキュラム	演習	1		
幼児音楽 3	演習	1		
保育英会話	演習	1		
公開演奏	演習	1		
保育ドキュメンテーション	演習	1		
教育テック実学 1	講義	2		
教育テック実学 2	講義	2		
教育テック実学 3	講義	2		
教育テック実学 4	講義	2		
ソーシャルメディア活用論	講義	2		
デジタルマーケティング論	講義	2		
DX 社会学	講義	2		
SDGs 論	講義	2		
ダンス動画入門	演習	1		

デジタル音楽入門	演習		1		
デジタル絵本入門	演習		1		
CG アニメーション	演習		1		
デジタルアート表現	演習		1		
Web デザイン	演習		1		
こどもビジネス論	講義		2		
MOS 演習	演習		1		
データの見方・使い方	演習		2		
インターンシップ指導	実習		2		
計		20	112	49	

別表第2

2023年度入学者学費

学 費

(単位 円)

学 科 等			費 目	入学金	学 費		保健・安全衛生費	合 計
					授業料	教育・施設充実費		
幼児教育 学 科	1 年	前期	250,000		400,000	135,000	5,000	790,000
		後期			400,000	135,000	-	535,000
		年間	250,000		800,000	270,000	5,000	1,325,000
	2 年	前期			400,000	135,000	5,000	540,000
		後期			400,000	135,000	-	535,000
		年間			800,000	270,000	5,000	1,075,000
計			250,000		1,600,000	540,000	10,000	2,400,000
摘 要			入学手続き時に納入する。 ただし入学金減免規程に該当する場合は減免する。	各学期登録前所定期日までに納入する。				

(注) 学費は上記のとおりである。ただし、学科により上記の他、免許取得諸経費（実習費を含む）、学外研修費など、別途納入を求める場合がある。

第6条の2に定められた長期履修学生の授業料および教育充実費については、認められた在学年数に応じた分割納入が認められる。

入学検定料：受検時に30,000円を前納する。

ただし入学検定料免除制度に該当する場合は無料とする。